

令和2年度 みえ食関連産業海外向けオンライン商談支援事業 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛やイベント開催制限が緩和されるなど、経済活動の再開が進みつつあります。しかしながら、海外で開催される食品見本市への出展や三重県フェアなど海外への販路拡大活動については、渡航制限等によって実施が困難な状況にあります。

こうした状況下において、県産食材の輸出を拡大するためには、オンライン商談会など「新しい生活様式」に対応した商談機会等を創出するとともに、オンライン商談における事業者の商談スキルを向上させる必要があります。

そこで、オンライン商談時に効果的な商談方法を学ぶ研修会を開催し、事業者のスキルアップをサポートするとともに、海外に商流を持つバイヤー（以下、「バイヤー」といいます）が参加するオンライン商談会を開催し、県内食関連事業者の販路開拓を支援することで、食関連産業の再浮上を図ります。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和2年度 みえ食関連産業海外向けオンライン商談支援事業

(2) 委託期間

契約日から令和3年3月26日（金）まで

(3) 委託内容

①海外向けオンライン商談会の開催

- ・海外向けオンライン商談会（以下、「商談会」という。）の企画・運営を行ってください。

<商談会の概要>

開催日程 : 令和3年2月8日（月）から3月19日（金）の間の1日以上

会場 : オンライン（県内事業者およびバイヤーが自社等からWEBで商談）

商談会内容 : 事前マッチング型のオンライン商談会を実施

事業者 : 県内の農林水産事業者、食品製造事業者等

※参加費は無料（ただし、会場への旅費や商談で使用する商品サンプル代、郵送料等は事業者の実費負担）

<30社程度>

バイヤー : 海外に精通している飲食・宿泊事業者、流通、商社等のバイヤー

<15社以上>

※最低商談数は90商談とします

主催 : 三重県

A. 商談会の企画・運営全般

- ・バイヤーとの商談に必要なビジネスレベルの通訳を手配してください。なお、翻訳システムでは不可とします。通訳の報償費・旅費は委託費に含めます。
- ・県が商談の状況をリアルタイムで確認できるシステムとしてください。
- ・商談会当日の運営を行ってください。

B. 商談会に係るバイヤーの招聘および調整

- ・バイヤーを15社以上招聘してください。
- ・商談会に係る事業者やバイヤーとの連絡調整や問合せ対応等を行ってください。
- ・オンライン型の商談の場合、事前に事業者からバイヤーに対して商品サンプル等を郵送することとなりますが、スケジュールや郵送先の調整等も委託業務に含みます。
- ・事業者とバイヤーをマッチングさせる場合、時差について考慮のうえ調整を行ってください。
- ・参加事業者とバイヤーの商談スケジュールの作成も委託業務に含みます。

C. 商談会に係る募集案内資料・当日資料等の作成等

- ・商談会の（事業者向け及びバイヤー向け）募集案内（フライヤー）及び参加申込書の様式を作成してください
- ・商談会当日資料（事業者の商品カタログ、通信機器の接続マニュアル、参加者名簿、運営スタッフマニュアル、個別商談会の予定表、当日アンケート等）は委託事業者にて作成及び製本してください。

D. 参加事業者に対するアンケート調査

- ・商談会に参加した事業者に対して、当事業に関するアンケートを実施し、商談の成約状況や研修会の内容に関するアンケート結果等を取りまとめ、その分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

E. バイヤーに対するアンケート調査

- ・商談会に参加したバイヤーに対して、参加事業者に対する助言等のアンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めてください。
- ・参加事業者に対する助言については、各事業者へフィードバックしてください。

②オンライン活用研修会の企画・運営

商談会の開催前に、研修会を3回行ってください。

<研修会の概要>

開催日程：商談会開催までに全3回を終了すること

内容：【オンラインを活用した商談スキルの向上】

オンライン商談時に効果的な商談方法

写真・動画による商品の魅せ方（オンライン商談時に活用できる動画の作成方法、販路拡大のためのSNSを活用した商品PR方法）

など

参加者 : 県内の農林水産事業者、食品製造事業者等
※参加費は無料（ただし、会場への旅費等は事業者の実費負担）

- A. 研修内容の調整及び講師等の手配
 - ・ 県と協議のうえ、研修内容の調整や講師の手配、日程調整を行ってください。なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めます。
- B. 研修会場の選定及び会場設営等
 - ・ 研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場が有料である場合には、委託費に含めます。
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン型の研修会も可とします。
- C. 事業者への研修案内及び事前取りまとめと問合せ等の対応
 - ・ 事業者への研修案内文書及び参加申込書の様式は、委託事業者にて作成し、事前に県に提出してください。県で確認後、事業者への案内を行っていただきます。なお、参加申込書の提出先は、委託事業者とします。
 - ・ 参加申込及び研修に係る問合せ等の対応等は委託事業者にて行ってください。
- D. 研修用テキスト作成
 - ・ 研修で使用するテキストは必要に応じて外部講師等と相談のうえ、委託事業者にて作成してください。
- E. 研修当日の運營業務
 - ・ 当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行ってください。
- F. 研修受講者アンケートの実施
 - ・ 研修の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施してください。アンケート回収後は、回答内容を整理して研修の講師及び県に報告してください。

③事業実施報告書の作成

- ・ 委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載してください。
- ・ 記載内容には、以下の内容を織り込むこととします。
 - ア. 事業者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
 - イ. 今回の商談会の検証
 - ウ. その他
- ・ 事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出してください。

④その他共通事項

- ・ そのほか、メディアのネットワーク等をお持ちの場合は、委託事業者でも声掛けを行っていただき、各種メディアに広く掲載されるよう、効果的な広報活動を実施してください。
- ・ 業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行ってください。
- ・ 打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出してください。

(4) 成果品

業務実施報告書（正本1部、副本2部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

(5) 納入場所 三重県 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

(6) 納入期限 令和3年3月26日（金）

3 委託費及び経費等

委託料の範囲で当該事業を行うものとします。

対象事業は、事業の実施に真に必要なものに限りします。

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が①(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

10 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。

◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。

◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

11 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

担当 竹川、中村 TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp